

京都市社会福祉法人会計監査人設置モデル事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、会計監査人の設置義務対象法人とならない社会福祉法人に対して、会計監査人をモデル的に導入することにより、その導入による課題・メリットを把握・整理するとともに、これらの結果を、関係者に広く周知することを目的とする事業の実施に要する経費の一部に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものである。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」の実施について」（平成31年3月28日付け社援発0328第28号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙の社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実施要綱に規定する事業とする。

（補助対象事業者）

第3条 補助対象事業者は、保健福祉局所管の社会福祉法人で、平成30年度決算において、収益20億円又は負債40億円程度以下である社会福祉法人とする。

ただし、これまでに本事業の補助を行った社会福祉法人については対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助事業の対象となる補助対象経費は、補助事業の実施に必要な報酬及び委託費であり、かつ、令和元年度中に支出した経費とする。

（補助上限額）

第5条 補助金の上限は、1事業者につき2,000千円を上限とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第4条に規定する補助対象経費と前条の補助上限額を比較して、少ない方の額とする。

2 前項で算出した補助金の額が生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付決定額を上回る場合は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付決定額を限度とする。

3 第1項で算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 条例第9条の規定による申請は、事業の着手前に京都市社会福祉法人会計監査人設置モデル事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他補助事業の参考となる書類

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから14日以内に申請内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付の予定額を決定し、文書（第2号様式）により交付条件等を付して申請者に通知する。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が開始される日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (2) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(実績報告)

第10条 条例第18条の規定による実績報告は、補助事業を実施する年度の3月31日までに、京都市社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実績報告書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、行わなければならない。

- (1) 事業成果報告書
 - (2) 補助対象経費に係る請求書及び領収書
- 2 社会福祉法第45条の19第1項に規定する会計監査報告書（「独立監査人の監査報告書」）及び監査の実施概要や監査の過程で発見された内部統制の重要な不備等を記載した報告書（「監査実施概要及び監査結果の説明書」）の写しについては、後日、提出するものとする。

(交付額の決定及び通知)

第11条 条例第19条の規定による交付額の決定は、実績報告が到達してから14日以内に行い、その旨を文書（第4号様式）により申請者に通知する。

(その他)

第12条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月7日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

京都市社会福祉法人会計監査人設置モデル事業補助金交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人の主たる事務所の所在地	法人の名称及び代表者名 電話 印

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
交付申請額	円
事業の目的	
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類	(1) 事業計画書 (2) その他補助事業の参考となる書類

第2号様式（第8条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

京都市社会福祉法人会計監査人設置モデル事業補助金交付通知書

様

京 都 市 長
(担当)

年 月 日付けで申請がありました京都市社会福祉法人会計監査人設置モデル事業補助金については、京都市社会福祉法人会計監査人設置モデル事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付の可否 ☐交付 ☐不交付（理由 ）
- 2 交付予定額 金 円
- 3 交付条件
 - (1) この補助金は、要綱第7条の規定に基づき申請された事業に関するもの以外に支出してはなりません。
 - (2) 要綱第7条の規定に基づき申請された事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
 - (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が開始される日の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。
 - (4) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはなりません。
 - (5) 事業の実績報告は、事業を実施する年度の3月31日までに、京都市社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実績報告書（第3号様式）により、本市に報告しなければなりません。
 - (6) 上記の各号のほか、この補助金は「要綱」に定める各条項に従って使用されなければなりません。
 - (7) 上記各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の償還を命ずることがあります。

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 3 号様式（第 1 0 条関係）

京都市社会福祉法人会計監査人設置モデル事業実績報告書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人の主たる事務所の所在地	法人の名称及び代表者名 電話 印

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により補助事業の実績を報告します。		
事業実績	対象経費	円
	補助金額	円
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
添付書類	(1) 事業成果報告書 (2) 補助対象経費に係る請求書及び領収書	

第4号様式（第11条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

京都市社会福祉法人会計監査人設置モデル事業補助金交付額確定通知書

様

京 都 市 長
(担当)

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定した京都市社会福祉法人会計監査人設置モデル事業補助金については、年 月 日付けで提出された事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。